

平成 28 年 6 月 20 日

◎桑名委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。 (13 時 0 分開会)

御報告いたします。上田(貢)委員が来られておりませんが、後ほど来られると思いますので、御了承願いたいと思います。

本日の委員会は、「委員長報告の取りまとめについて」であります。

お諮りいたします。委員長報告の文案については、お手元に配付してありますので、この内容の検討をお願いいたします。

報告書案を書記に朗読させます。

◎書記 それでは、報告書案 2 ページを読ませていただきます。

総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第 1 号議案、第 3 号議案から第 7 号議案、第 9 号議案、第 14 号議案から第 16 号議案、報第 1 号議案から報第 3 号議案、以上 13 件については、全会一致をもって、第 8 号議案、第 10 号議案、第 11 号議案、以上 3 件については、賛成多数をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総務部についてであります。

第 8 号「高知県住民基本台帳法施行条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、マイナンバーを利用できる規則連携事務を追加し、庁内連携及び団体内他機関連携を可能とするための規定の追加を行うもの、規則連携事務において、申請人からマイナンバーの提供を受けることができない場合に、行政機関等が住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、マイナンバーを確認できるように定めるものである、との説明がありました。

委員から、庁内でマイナンバーを利用するための規則連携事務については、個人情報漏えい問題もある中、年間処理件数の少ない事務は条例から省いてはどうか。また、条例で定める 19 事務以外に事務を追加する考えはあるか、との質疑がありました。

執行部からは、条例で定めようとする 19 事務は、国の個人情報保護委員会が例示している事務の中で、高知県に該当する事務を規定するものであり、現時点で事務の例示の追加はない。また、個人情報漏えい対策については、システムをインターネットと分離したり、システム上、データが取り出せないようにするなど、万全の安全対策を講じていく、との答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第 10 号「高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案」について、執行部から、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令が公布されたことに伴い、高知県認定こども園条例に規定する職員配置について、当分の間特例を設けるものである。

また、第 11 号「高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例議案」について、児童福祉施設の設備及び運営に関する厚生労働省令が一部改正されたことに伴い、高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する職員配置について、同様に当分の間特例を設けるものである、との説明がありました。

委員から、子育て支援員研修を修了した者が、保育士とみなして配置できるようになるが、研修内容はどのようなものか、との質疑がありました。

執行部からは、現在、県主体で、保育の原理、子供の発達といった保育士の養成校で学ぶ内容の研修を行っている、との答弁がありました。

さらに委員から、保育士の勤務環境の改善につなげるための保育士配置の特例について、保育の質の担保が非常に大事であるが、どう担保するか。また、保育の担い手の確保の見通しはどうか、との質疑がありました。

執行部からは、今後とも、市町村及び施設に保育士の確保に取り組むよう要請するとともに、保育士の研修の充実を図る。また、子育て支援員については、平成 28 年度に 107 人の申し込みが来ており、一定の人数が確保できると見込んでいる、との答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

総務部についてであります。

「連携中枢都市圏構想の推進について」、執行部から、人口減少、少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成しようとするものであり、県内全域で高知市を中心とした連携中枢都市圏の形成を目指している、との報告がありました。

委員から、連携中枢都市圏を構成する市町村に対する財政措置について、国とどのような調整を行っているのか、との質問がありました。

執行部からは、県全域での圏域形成は前例がなく、制度の基本に日常生活圏域という考え方がることから、圏域の範囲をどう考えるか総務省と協議している。取り組みが認められるよう全力で取り組む。また、市町村へも丁寧に説明する、との答弁がありました。

別の委員から、前例のない取り組みであるが、国への政策提言などで県の考えをしっかりと伝え、取り組みを推進してほしい、との意見がありました。

別の委員から、経済圏や生活圏そのものを他県と形成している地域があり、構想との整

合性をどう考えるか、との質問がありました。

執行部からは、連携中枢都市圏構想の取り組みだけで、全ての課題が解決できるとは考えていない。高知市と遠方でも、産業、観光、移住など分野ごとに連携し、既存の取り組みと相乗効果を発揮できるよう取り組みたい、との答弁がありました。

別の委員から、構想の中心となる高知市の意気込みはどうか、との質問がありました。

執行部からは、高知市が昨年度に策定した、高知市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、県内市町村を牽引していく役割を果たすことが明記されており、財源措置される交付金についても、県内全域の活性化のために活用したいとの考えを持っている、との答弁がありました。

別の委員から、連携中枢都市圏の取り組みは、かえって高知市への一極集中が進まないか不安に思う。各地域のよさを見ながら、地域の活性化を県がリードしていくことが大事であると考えてるかどうか、との質問がありました。

執行部からは、県はこれまでも県政と市町村政との連携のもと、地域の活性化に役割を果たしてきたし、引き続き果たしていくよう考えている。各市町村が高知市の持つ機能を活用することで、県勢浮揚につながるよう進めていく、との答弁がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。

◎桑名委員長 御意見をどうぞ。小休にいたします。

(小 休)

◎ 質疑のときじゃなかったんですけど、採決の前に意見表明してますので、1行、2行で構いませんので、3ページ。

◎ 意見のところ載せてると思うんですけども、〇〇さんの反対の意見を。だから、それをどういうふうに乗せたらいいのかと。

◎ 例えば、この4ページの最後、「との答弁がありました」を、委員から、「という意見表明がありました」とか、「意見がありました」とかいうぐらいに書いてもよろうちよいたら。例えば、4ページですよ。その後、「との意見表明がありました」とか、1行で構いません。それと、その8、それと10、11のところもまとめて書いてくれちゃうき、10、11の最後の5ページの、次に、報告事項についての、「見込んでいる、との答弁がありました」という後にまた同じように。1行、2行で。

◎ 反対の答弁があった。

◎ そこは任せてもらって、2行追加で。

◎ あと、ないですか。

ひょっと私、不祥事のところ言ってるんだけど、委員長からそういう不祥事について、

「二度とないように」というのは残しちゃったほうがえいのかなと思うんですけども、「教育委員会の不祥事があって」というところで、「委員長からも再発防止に向けて取り組むように」というのは入れちゃってもろうたほうがいいと思います。

◎ ○○さんの意見は、この採決のときに言われた意見ですから、入れるとしたらここに。

要するに、「以上3件については、賛成多数をもって」とこうなっちゃうき、ここのところによね。けど、要するに反対の意見を書けという話よね。

◎ そうですね。一言ね。

◎ だから、それは逆に言えば、反対する人がいたから賛成多数になっちゃうわけですよ。

◎ そうなんです。だから、ここのところはもうこの賛成多数で反対した人がおるということがこれわかっちゃうんで、ここへはなかなか書きにくいんですよ。

◎ だから、その理由については、○○さんの意見をここでそれぞれ入れてるわけですよ。

◎ いや、質疑のときは反対の理由とか反対という姿勢を示してません、それは。

◎ けど、今までそれはけどないわけよね。今まで反対の意見を入れるというのがなかったですからね。ずっと議案について、最後に採決しますわね。だから、理由があって反対するわけやきよね。だから、入れるとしたらここにしか入れれんと思うがですよ。けど、ここの書き方を変えるかどうかということですよ。けど、それはちょっと委員会では、決められないんじゃないかな。やっぱり全体のことに響いて、それが先例になって、そしたら毎回、そのときに反対意見やったらここにその反対理由を書くということになるんで、これはもうちょっと協議が必要だと思いますよ。

◎ そのことについては、実は読み合わせのときにももう自分らも考えてまして、ここのところで実は、賛成多数をもってということは反対した人がおるということだから、ここでもうわかっちゃうから。

◎ ここに1回書いたらこれから反対ごとにやったら、反対ごとにここのところが全委員会が書かなくちゃいけないとなるんで、ならばどうするという話はちょっとしてたところなんです。

◎ これは、例えば○○党のほうからそういうことについて提起してくれて議会運営委員会なりで、やっぱり各派代表者会議でもそうですけれども、これ協議をしないとイケないと思うんですよ。

◎ 1つ、今までないかね。

◎ ないですよ。今まで。

◎ だから、それでずっと来て、どうして急にここの段階に来て○○党がそういうことを言い出して、理由がわからないから。

◎ それでなかったとしても、例えばそういう意見表明、採決についての討論というのはどんな議会でも保障されちゃうき、今回、そういうやり方でうちはやろうと団で相談をし

たんで、初めてのことであっても委員のそういう発言権、あるいは表明権を保障せんといかんので。

今回はそういう方式でやろうということをやったんで、議会のこれまでやったことのないルールからしたら、もう一遍、議会運営委員会なりで諮ってくれと言われれば、それは諮らざるを得んでそうしますけど。手を縛る必要はないと。

◎ ここには賛成をした理由も書いてはないんですよ。だから、平等なんですよ。反対をする理由も書いてない。だから、それは本会議で反対をされるということで、本会議で反対のための討論をやるという形式ですからね。

◎ 今までは大体、主はそういう形式ですからね。

◎ だから、それを変えるということになると、これは委員会ではできないと思うんですよ。ここはしっかりとした基本的なルールですから。ここはちゃんと協議をしないとイケないと思いますよ。それでやっていかないと、〇〇党がそういう方針を変えたからとっていうわけにいかん。

◎ 変えたわけじゃないよ。今までいろんな議会でそういうことやれてるから、高知県で初めてかもしれんけど、それは委員の発言権を保障する一つの場ということで、今回そういう表明の仕方をしたんであって、別に変えたわけではないです。

◎ それで、発言するものは保障はされんといかんと思いますし、この委員会議事録というのとはまた残るじゃないですか。

◎ それは残っていきますので、委員長報告に残すのが全てではなくて、それはもう代表的なものを抜粋してるのがこれであって、決して議事録から消えるわけじゃなく、それは残っていきますので、そのところは保障されてると思いますかね。

◎ それはようわかっちゃうけど、毎回、こうやって委員長報告をわざわざみんなで作るといのは入れたほうがいい、残ったほうがいい、そういう議論をするためにやりゆうわけで、だから議事録に残るのはもう当たり前のことと思うちゃうんで。どうい意見をここへ、委員長報告に入れたらえいかどうかという議論しゆうがやきね。うちは入れたほうがえいんじゃないかという意見だったんで、いろんな意見があるから、再度またそれは議会運営委員会なりで。

◎ こんな事例があったけども、これからそういったときのそれは委員長報告に載せるべきものなのかどうなのかというのは議会運営委員会で諮りましようかね。

◎ だから、反対の理由、賛成の理由を委員長報告に載せるかどうかということですよ。今までは意見はしっかり述べて、それは排除はされてないわけですから、その上で、最終的には多数決でその議案がどうであったかという結果を述べてるという形でしたからね。だから、反対、賛成の理由は本会議できちっとできるわけですから、そういう場がないというわけじゃないんで、あるわけですから。だから今回、そういう意見をこの委員長報告

に載せるか載せんかという議論をするのであれば、そういう点で議論をするということになろうかと思えますけども。

◎ また、ほかの委員会との兼ね合いもありますので、ここが先走ってしもうたらいかんので、今回はこれでいいですかね。

◎ わかりました。

◎ また今回の議会運営委員会の中で提起しましょうか。こういうことが総務委員会でありますと。今後どういうふうに出てきた場合どうするかというような、あしたかあさっての議会運営委員会で。

◎ それは議会運営委員会で、〇〇党のほうから提案出していただくことが。ここはここで、委員長がその提案をする必要はないと思いますよ。ここがここでもう終わるわけですから。

◎ そのときをお願いします。21日に。

◎桑名委員長 それでは、正場に復します。

この報告書は、当委員会の委員全員をもって提出することとし、細部の文案の調整は正副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎桑名委員長 御異議なしと認めます。さよう決しました。

それでは、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。当委員会は、閉会中も継続して審査並びに調査をしたいので、お手元に配付してある案のとおり申し出ること、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎桑名委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、日程の全ては終了しましたが、閉会の前に委員の皆さんに2点ほどお諮りしたいことがございます。

第1点目は、出先機関調査の調査事項の取りまとめの委員会を開催したいと思いますが、1つの案として、7月29日の金曜日に開催したいと思いますが、このことについて協議したいと思います。御意見をどうぞ。小休にします。

(小 休)

◎ ここで決めていかんと。視察の件もありますので。2日どうですかね。

◎ 午前中よね。全部一応。

◎ 2日はオーケーです。

◎桑名委員長 それでは、8月2日の10時から取りまとめの委員会を行いたいと思います。
御異議ございませんか。

(異議なし)

◎桑名委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、取りまとめの項目については、正副委員長一任とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

◎桑名委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、委員会の県外調査の候補地について、書記に説明をさせます。

◎書記 県外調査の候補地について御説明します。

大まかな候補地としては2つありまして、北海道案、長野・新潟案としております。

北海道案は、北海道における農業・福祉や工芸の高校教育の取り組み、電子サービスの充実を図っている札幌市図書館の視察、及び債権管理について札幌市などを調査候補地としています。

それから、長野・新潟案は、本の分類に工夫をしている聖籠町立図書館、文化財保護について松本城などの視察、長野県における農業高校教育の取り組み、新潟県におけるオンラインスクールの取り組み、及び農業クラブ活動の盛んな農業高校などを調査候補地としています。

日程案と別に調査候補先の資料をつけております。きょうは、調査する方面と日程を決めていただけたらと思います。調査先との交渉はこれからですので、この候補以外で希望があれば、また調整したいと思います。

◎桑名委員長 それでは、このことにつきまして協議したいと思います。御意見をどうぞ。小休にいたします。

(小 休)

－候補地について協議－

◎桑名委員長 正場に復します。

それでは、調査先につきましては北海道方面と決定しました。

次に、調査日程につきまして協議したいと思います。小休にします。

(小 休)

－日程について協議－

◎桑名委員長 正場に復します。

調査日程につきましては8月31日から9月2日と決定しました。なお、細部については、正副委員長に一任を願います。

以上をもって、日程は終了いたしました。

これで、委員会は閉会します。

(13時42分閉会)